

茨城大学図書館農学部分館利用細則

昭和58年 4月 1日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城大学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第13条の規定に基づき、茨城大学図書館農学部分館（以下「分館」という。）の利用について定めるものとする。

(開館時間)

第2条 分館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 8時30分から20時まで

ただし、学生の休業期間中の開館時間は、8時30分から17時までとする。

(2) 土曜日 10時から16時まで

ただし、学生の休業期間中は開館しない。

2 前項各号の規定にかかわらず、分館長が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

(館内利用)

第3条 職員が必要と認めるときは、利用者に、学生証又は身分証明書等を提示するよう求めることができる。

2 開架資料を閲覧する者は、開架閲覧室で自由に閲覧することができる。

3 閉架資料を閲覧する者は、職員の指示に従うものとする。

4 利用者は、図書館資料を指定の場所で閲覧し、閉館時刻までに所定の場所に返却しなければならない。

(館外利用)

第4条 利用者は、図書、雑誌及び視聴覚資料（以下「図書等」という。）の貸出を受けようとするときは、利用登録申込カードに所要事項を記入の上、学生は学生証、学生以外の者は身分証明証と併せて受付に提出して、登録申込みを行うものとする。

2 前項の登録申込みがあったときは、学部学生には、学生証に利用者IDコードを付し、学部学生以外の者には、利用者IDコードを付した利用者カードを交付するものとする。

3 学部学生は学生証と図書等を、学部学生以外の者は利用者カードと図書等を受付に提出して借り受けるものとする。

4 貸出図書等の冊数及び期間等は、次表のとおりとする。

(1) 図書

貸出区分	利用者区分	冊数	期間	更新回数
1	学部学生（1～3年）、学部研究生、委託生、学部科目等履修生、特別聴講学生、内地留学生、研修員、受託研究員、外国人受託研修員、その他学部学生に準ずる者、	5冊以内	14日以内	1回

	学外者			
2	学部学生（4年）	10冊以内	28日以内	1回
3	大学院学生、専攻科学生、大学院研究生、特別研究学生、大学院科目等履修生、大学院委託生、外国人研究者、研究員、研究員、その他大学院学生に準ずる者	15冊以内	28日以内	1回
4 (短期貸出)	教職員、名誉教授	15冊以内	28日以内	6回以内
5 (長期貸出)	教職員、名誉教授	200冊以内	1年以内	

- 1) 貸出期間の更新は、予約がない場合に限り行うことができる。
- 2) 教職員に開架閲覧室の図書を貸出しするときは、貸出区分 4により貸出しを行う。
- 3) 貸出区分 5の教職員には、他学部等教職員及び非常勤講師は含まない。

(2) 雑誌

利用者区分	製本雑誌		未製本雑誌	
	冊数	期間	冊数	期間
教職員・名誉教授	5冊以内	7日以内	12冊以内 〔最新号は〕 〔貸出禁止〕	7日以内 〔当該年分は〕 〔3日以内〕
上記を除く者	2冊以内	3日以内	貸出禁止	

- 1) 貸出期間の更新は、行うことができない。

(3) 視聴覚資料

利用者区分	点数	期間	更新回数
利用登録申込をした利用者	3点以内。ただし、著作権承認を受けた資料に限る。	7日以内	無

- 5 貴重図書及び参考図書で禁帯出国書に指定されている図書は、貸出しをしない。
 - 6 貸出国書は、利用者が保管の責任を負い、当該図書を他の者に転貸してはならない。
(貸出国書の返納)
- 第5条 貸出国書は、貸出期間内に返納しなければならない。
- 2 貸出期間中であっても、分館長が必要と認めるときは、貸出国書を返納させることがある。
 - 3 教職員の退職、休職及び学生の卒業及び退学等の場合は、直ちに当該図書を返納しなければならない。
(複写)

第6条 教職員は、教育、研究のため複写機を使用することができる。

- 2 文献複写に関する内規は、別に定める。

(他機関の利用)

第7条 利用規則第9条の規定により他機関の利用を希望するときは、その必要に応じて所定の手続きをするものとする。

2 他機関の所蔵資料の借受又は複写を希望するときは、借受は図書借受申込書を、複写は文献複写申込書をそれぞれ受付に提出するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、館内において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 図書館資料、その他の物品等を汚損したり、無断持ち出しをしないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

(利用の制限)

第9条 前条各号に規定する遵守事項を守らない者は、直ちに退館させるものとする。

2 貸出図書の返納期限を超過したときは、督促を行い、一定期間貸出しを停止するものとする。

(雑則)

第10条 分館長は、資料を利用者の閲覧に供するため、この細則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

附 則

- 1 この細則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 茨城大学附属図書館農学部分館学生図書閲覧及び貸出規程（昭和27年9月1日施行）並びに教職員図書貸出規程（昭和30年1月1日施行）は、廃止する。

附 則

この細則は、昭和61年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年6月7日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
ただし、改正後の第4条第5項の規定は、平成8年5月11日から適用する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。